

入札説明書資料

国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務

【 配布資料内容 】

- 1 入札説明書
- 2 別記様式1～4
- 3 仕 様 書
- 4 委 任 状
- 5 入 札 書
- 6 契 約 書 (案)
- 7 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

入 札 説 明 書

国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務に係る入札公告（令和５年２月２７日付）に基づく一般競争入札については、「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書」及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．競争参加資格の確認等

- （１）本競争の参加希望者は入札公告に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、必要書類を提出し、担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出した資料に関し、競争参加資格確認担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

なお、期限までに必要書類を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

令和５年２月２７日（月）から令和５年３月１０日（金）まで。

（土曜、日曜、祝祭日を除く午前１０時から午後５時まで）

②提出先

下記３に同じ。

③提出方法

提出先へ持参すること。

- （２）提出書類は、次に掲げるところに従い作成し、提出すること。

①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

②保安管理業務の実績申告書（別記様式１）

③誓約書（別記様式２）

④業務実績（別記様式３）

入札公告に掲げる業務実績の確認のため、本件と同種の業務実績を一つ記載すること。

⑤契約書の写し

④の業務実績として記載した契約書の写しを提出すること。

⑥会社の業務概要の資料（パンフレット等）

⑦本店確認書類（商業（法人）登記の一部事項証明書（商業（法人）登記簿抄本）または原本証明を行った一部事項証明書の写し。ただし、一部事項証明書及びその写しとも、本入札公告日前３ヶ月以内に発行されたもの）

- （３）競争参加資格の確認は、書類の提出期限の日をもって行うものとする。

- （４）その他

- ①担当者は、提出された書類を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ②提出された書類は、返却しない。
- ③提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

2. 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 質問方法：内容を簡潔にまとめ、別記様式4に記入し、持参又はFAXにより、質問がある場合にのみ提出すること。
- (2) 提出期限：令和5年3月8日（水）午後5時まで
- (3) 提出先：下記3に同じ。
- (4) 回答：FAXにて回答を行う。
- (5) その他：再質問は認めない。また、電話や口頭等による個別対応は行わない。

3. 担当課及び担当者

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 管理課 営繕係

担当者 高江洲

電話 098-871-3303

FAX 098-871-3322

別記様式 1

自家用電気工作物保安管理業務の実績申告書

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 照屋 義実 殿

会社名	
代表者名	印
本社所在地	
県内における拠点 （支店・営業所等）	名称 住所 （国立劇場おきなわまでの所要時間 分程度）
電話番号 F A X	
営業時間・曜日	
担当者 部署・氏名	
【沖縄県内拠点について】 正社員数 資格保有者人数 （当該業務に関する資格） 《資格人数の記入例》 電気主任技術者 * 名 電気工事士 * 名 等	
業務責任者	配置予定者氏名： 経験年数 年

誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
理事長 照屋 義実 殿

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名 ㊟

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団における、令和 5 年 3 月 1 6 日入札の「国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務」の競争参加にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 次のいずれにも該当しない者であること。
 - 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
 - 3) 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年沖縄県条例第 35 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者。
 - 4) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けている者。
 - 5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けている者。
 - 6) 特別清算開始の申立てがなされている者。
2. 貴運営財団から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。
3. 提出書類の内容については事実と相違ありません。
4. 弊社が落札したときは、貴運営財団が提示する仕様書に基づき、本請負業務を誠実に履行します。

以上

自家用電気工作物保安管理業務の実績

会社名： _____ 印

競争参加資格	令和 2 年度以降に、継続して 1 2 ヶ月以上にわたり、下記のいずれかの施設（延べ面積14,000㎡以上）で、沖縄県内において本件と同種の業務を提供した実績を有することを証明できる者であること。 ・ 劇場、集会場、博物館、美術館、図書館、ホテル、百貨店、病院
施 設 名 称	
延べ床面積	_____㎡ （確認できる書類を添付すること）
所 在 地	（都道府県名・市町村名）
契約期間	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

別記様式 4

質問・回答用紙

令和 年 月 日

件 名：国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務

会社名：

TEL：

FAX：

質問者氏名：

【質問欄】

【回答欄】

(公財)国立劇場おきなわ運営財団管理課 〈FAX 098-871-3322〉

注1) 質問のある場合にのみ提出すること

注2) 提出期限：令和5年3月8日(水)午後5時

国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、国立劇場おきなわに設置されている自家用電気工作物の機能を正常に維持するため、自家用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託し、円滑な運用を期することを目的とする。

(業務内容)

第2条 受注者が実施する保安管理業務およびこれに伴い発注者が実施する業務は次の各号によるものとする。なお、詳細は別に定める保安規程に基づくものとする。

- (1) 受注者は、保安管理業務に関する経済産業大臣への提出書類および図面について、その作成および手続きの助言を行うこと。
- (2) 受注者は、自家用電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合、施工する場合および工事が完成した場合において、設計の審査および竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示または助言すること。
- (3) 受注者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示または助言すること。
- (4) 受注者は、自家用電気工作物の維持および運用について、定期的な点検、測定および試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示または助言すること。発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
- (5) 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは沖縄電力株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、発注者に指示または助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示または助言を行うこと。
- (6) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(設備概要)

第3条 保安管理対象設備の概要は次のとおりとする。

- ・受電関係 6, 600V 2回線受電（常用・予備）
- ・契約電力 650kW
- ・設備容量 4, 350kVA （主変電室×1、副変電室×2）
- ・非常用発電装置 6, 600V、400kW、ディーゼル

(点検の頻度)

第4条 受注者が行う点検の頻度と内容については次の各号によるものとする。

- (1) 毎月1回、月次点検を実施する。
- (2) 年1回、精密点検を実施する(精密点検予定日：令和6年1月14日)。
- (3) 非常用発電機点検は消防法に基づき6ヶ月点検および1年点検を実施する。
- (4) 事故・故障が発生した場合は、その都度、早急に臨時点検を実施し、復旧措置等をおこなう。

(保安業務担当者の配置)

第5条 受注者は、保安管理業務を実施する者(以下、「保安業務担当者」という。)を配置すること。

- 2 保安業務担当者は、電気事業法施行規則に適合する者を配置すること。
- 3 保安業務担当者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。

(連絡責任者)

第6条 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知すること。

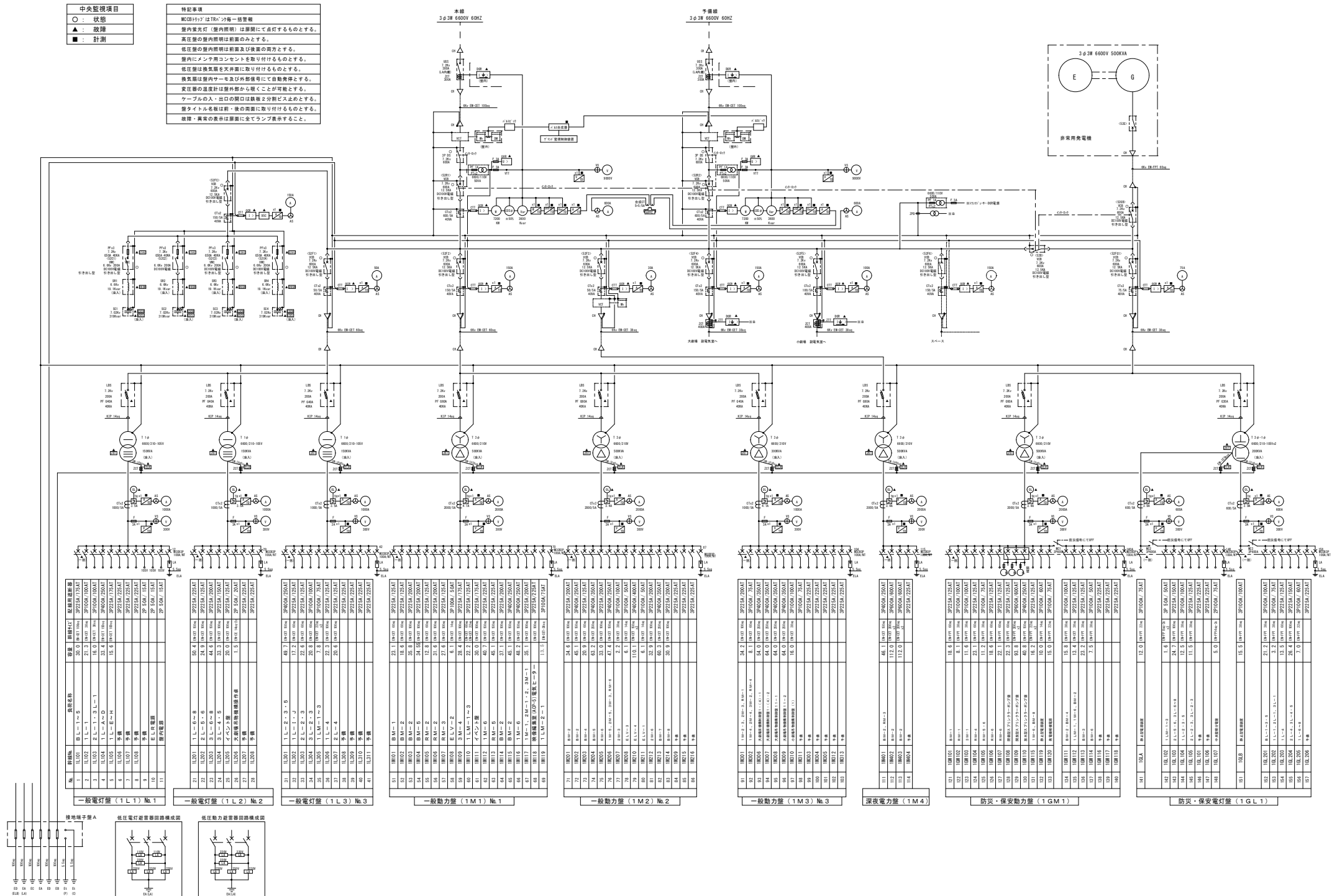
- 2 発注者は、必要に応じて連絡責任者を受注者の行う保安管理業務に立ち合わせることに。

(発注者及び受注者の協力及び義務)

第7条 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

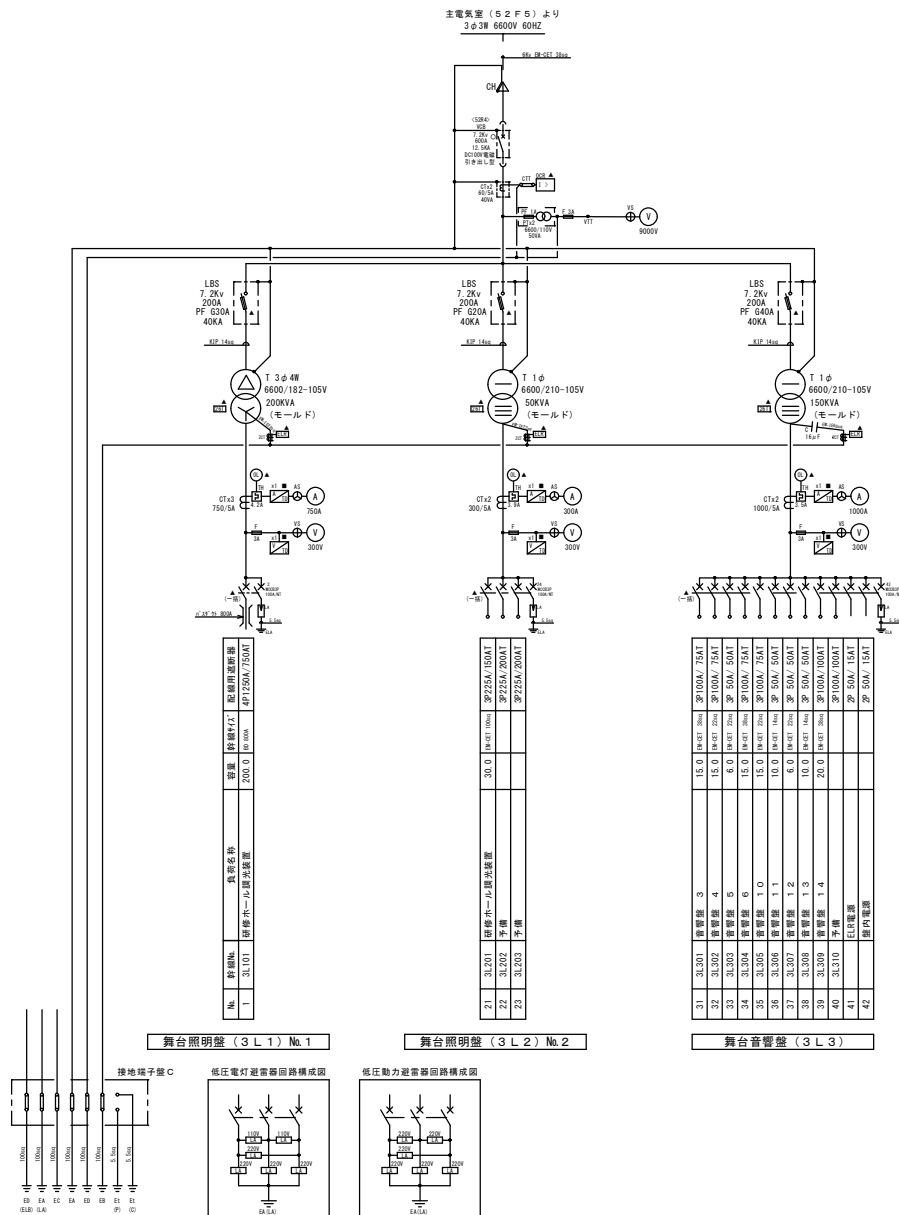
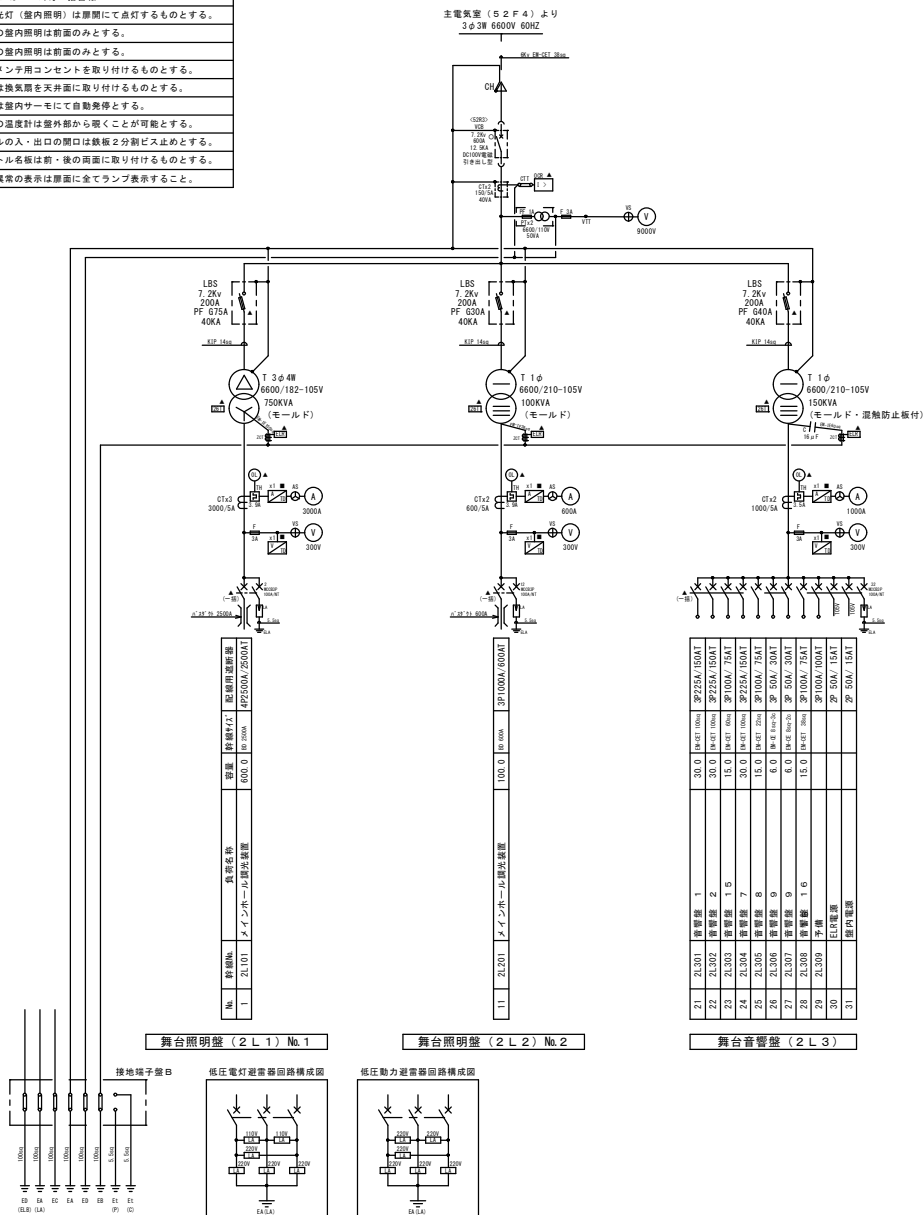
(契約の解除)

第8条 受注者が保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合は、この契約は効力を失うものとする。



中央監視項目	
○	状態
▲	故障
■	計測

特記事項
MOB814はTRVの2倍一括償却
室内実光灯（室内照明）は照明にて点灯するものとする。
高圧室の室内照明は前面のみとする。
低圧室の室内照明は前面のみとする。
室内にメンテ用コンセントを取り付けるものとする。
低圧室は換気扇と天井面に取り付けれるものとする。
換気扇は室内サーモにて自動発作とする。
変圧器の温度計は室内外から取ることが可能とする。
ケーブル入・出口の開口は断熱を2分並ぶと止める。
タイル名は表は「前」の裏面に記入するものとする。
故時、異常の表示は「前」全てでランプ表示とする。



保 安 規 程

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

第1章 総 則

(目 的)

第1条 国立劇場おきなわ（以下「甲」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため電気事業法（以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づいてこの規程を定める。

(法令及び規程の遵守)

第2条 甲の電気工作物設置者（以下「設置者」という。）及び従業者は、電気・建築・消防関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認めた場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第4条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、自家用電気工作物保安管理業務受託業者（以下「乙」という。）の意見を求めるものとする。

(保安管理業務の委託範囲)

第5条 甲の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託範囲については、乙との契約により定めるものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

(保安管理業務の統括管理)

第6条 甲の保安管理業務は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団理事長が統括管理するものとする。

(連絡責任者)

第7条 保安管理業務に必要な事項を乙に連絡する連絡責任者を定めて乙に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めて乙に通知するものとする。

3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに、乙に通知するものとする。

4 連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

(設置者の義務)

第8条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、乙の意見を求めるものとする。

2 乙から指導、助言され又は乙と協議した保安管理業務に関する事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

3 法令に基づいて那覇産業保安監督事務所長に提出する書類の内容が、電気工作物の保安に関係ある場合には、その作成及び手続きについて乙の指導を受けるものとする。

4 那覇産業保安監督事務所長が電気関係法令に基づいて行う検査等には、乙を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、乙がその保安のために行う指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、乙の意見を聞いて、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、乙の意見を聞いて、災害その他電気事故が発生した場合の措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

第4章 工事計画及び実施

(工事計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止等をいう。）の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、乙の意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、乙に週1回以上の工事中の点検を行わせ、完成した場合には乙に検査を行わせて、保安上支障のないことを確認するものとする。

2 電気工作物の工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明らかにしておくものとする。

3 電気工作物の工事に関する点検及び試験は、乙に委託する業務に係るものについては乙との契約に定めるところにより、その他の業務に係るものについては乙と協議したところにより行うものとする。

4 乙が行う前項の点検及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検、測定等)

第14条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、測定及び試験は、乙に委託する業務に係るものについては、別紙「第1表、第2表」の基準に基づき行うものとする。その他の業務にかかるものについては、乙と協議したところにより行うものとする。

2 乙が行う前項の点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第 15 条 巡視、点検、測定及び試験を実施した結果、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、迅速に当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、つねに技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の応急措置と再発防止)

第 16 条 連絡責任者又は代務者は、電気工作物に関する事故その他の異常が発生し又は発生するおそれがある場合には、乙その他の関係者に迅速に報告又は連絡し、乙の指導、助言を受けて適切な応急処置をとるものとする。

2 事故その他の異常の発生原因の探究及び再発防止につき、とるべき措置については、乙の指導、助言又は協力を求め、必要に応じて臨時点検を行うものとする。

第 6 章 運転又は操作

(運転又は操作)

第 17 条 平常時及び事故その他の異常時における遮断器、開閉器等の操作順序及び運転方法については、乙の意見を聞いてあらかじめ定めておくものとする。

2 前条第 1 項の報告又は連絡すべき事項及び経路は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。

3 受電用の開閉器、断路器、遮断器の操作にあたっては、必要に応じて沖縄電力株式会社と連絡して行うものとする。

4 系統連系に関わる電気工作物の運転、保守、運用にあたっては、沖縄電力株式会社と協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

第 7 章 災害対策

(防災体制)

第 18 条 非常災害その他の災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、乙の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第 19 条 連絡責任者又は代務者は、非常災害時において迅速に乙に連絡し、その助言を受けるものとする。

2 連絡責任者又は代務者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、ただちに当該範囲の送電停止ができるものとする。

3 非常災害その他の災害時の系統連系は、沖縄電力株式会社と十分連絡をとり、保安が確保されない場合は、行わないものとする。

第8章 記録

(記録の保存)

第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

(1) 巡視、点検、測定及び試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

2 主要電気機器の補修記録は、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界)

第21条 沖縄電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気供給約款に基づく責任分界点とする。

(需要設備等の構内)

第22条 需要設備の構内は別紙のとおりとする。

第10章 整備・その他

(危険の標示)

第23条 受電室等高圧電気工作物が設置されている場所等であって危険のおそれのあるところには、乙の意見を聞いて注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第24条 電気工作物の保安上必要とする備品等は、乙の意見を聞いて整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第25条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書、設備台帳等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第26条 関係官庁、沖縄電力株式会社等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

精密点検時の追加作業について

精密点検（年次点検）の際に保安規程に基づく点検に加えて下記の点検をおこない、設備の性能維持を図るものとする。

【追加点検内容】

1 外観点検及び清掃

高圧盤内機器の変色、過熱、ゆるみ、損傷、異物付着等の点検及び清掃。

2 絶縁油試験

変圧器内絶縁油について酸化度測定及び絶縁耐力試験を行い、劣化診断をする。

3 絶縁診断（直流高圧法）

高圧機器に直流電圧（6,000V）を印加し、漏れ電流値及び電流の時間変化を測定し、劣化診断をする。

4 絶縁抵抗測定

絶縁抵抗計を用い低圧幹線（変圧器二次側）の絶縁抵抗を測定し、電気設備技術基準の規定値以上を維持しているか確認する。

5 接地抵抗測定

接地抵抗計を用い各接地極（A, B, C, D 種）の接地抵抗を測定し、電気設備技術基準の規定値以下を維持しているか確認する。

6 真空遮断器試験

（1）絶縁抵抗測定：遮断器の絶縁抵抗を測定し絶縁の状態を確認する。

（2）真空度試験：遮断器に 20kV の電圧を印加して真空度を確認する。

（3）接触抵抗測定：遮断器接触部の抵抗を測定し、管理値以内を維持しているか確認する。

7 保護継電器試験

(1) 地絡方向継電器

- ①動作電圧試験：整定タップ値における最小動作電圧値を測定
- ②動作電流試験：各整定タップ値における動作電流の測定
- ③動作時間試験：零相電圧、零相電流の 1,000%の試験値に対する動作時間の測定
- ④位相特性試験：零相電圧、零相電流の 150%の試験値に対する位相を測定

(2) 過電流継電器

- ①動作電流試験：整定タップ値に対する最小動作電流値の測定
- ②限時特性試験：整定タップ値に対する 200%、300%、500%に対する動作時間の測定

(3) 不足継電器

- ①整定値に対する最小動作値及び復帰値の測定
- ②整定値に対する 80%、40%、0%における動作時限測定

(4) 過電圧継電器

- ①整定値に対する最小動作値及び復帰値の測定
- ②整定値に対する 120%、150%、180%における動作時限測定

(5) 地絡過電圧継電器

- ①整定タップ値における最小動作電圧値を測定

8 高圧コンデンサー試験

各相の静電容量を測定し定格値内を確認する。

9 シーケンス・インターロック試験

- (1) 保護継電器を手動で動作させ、遮断器が正常に動作するか確認する。
- (2) 発電機の自動起動、運転、停止等の確認

保 安 規 程 （ 別 紙 ）

第 1 表 「点検・測定及び試験の基準」
第 2 表 「巡視・点検の基準」

第1表

点 検 ・ 測 定 及 び 試 験 の 基 準

月次点検及び年次点検

注8 電 気 工 作 物		点 検 ・ 測 定 及 び 試 験	注7 月次点検	注7 年次点検
受 電 設 備 (含 二 次 変 電 室 設 備)	責任分界となる区分開閉器 引 込 線 等 (電線及び支持物、ケーブル)	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定		○
		注5 *2 保護継電器動作試験		○
	断 路 器 遮 断 器 器 器	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定		○
		動 作 点 検		○
	計 器 用 変 成 器 変 圧 器 電 力 用 コ ン デ ン サ ー 避 雷 器	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定		○
	そ の 他 の 高 圧 機 器	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定		○
	母 線	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定		○
	配 電 盤 及 び 制 御 回 路	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定		○
		注5 *2 保護継電器動作試験		○
	受 電 設 備 の 建 物 ・ 室 キ ュ ー ビ ク ル の 金 属 箱	注1 外 観 点 検	○	○
	接 地 装 置	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 *1 観 察 点 検		○
		注5 *2 接 地 抵 抗 測 定		○

注8 電 気 工 作 物		点 検 ・ 測 定 及 び 試 験	注7 月 次 点 検	注7 年 次 点 検
配 電 設 備	断 路 器 開 閉 器 遮 断 器 変 圧 器 配 電 線 (電線及び支持物、ケーブル) 接 地 装 置	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 注4 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定		○
		注5 *2 接 地 抵 抗 測 定		○
非 常 用 予 備 発 電 装 置	内 燃 機 関 及 び 付 属 装 置	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 注4 *1 観 察 点 検		○
		注6 *3 起 動 試 験	○	○
	発 電 機 及 励 磁 装 置 接 地 装 置	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 注4 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定	○	○
		注5 *2 接 地 抵 抗 測 定		○
	開 閉 器 そ の 他 の 電 気 機 器	受 電 設 備 に 準 ず る		
蓄電池設備(受電設備附帯用)	本 体	注1 外 観 点 検	○	○
		注1 液 量 点 検	○	○
		電 圧 ・ 比 重 測 定		○
	充 電 装 置 付 属 装 置 接 地 装 置	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 注4 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定		○
		注5 *2 接 地 抵 抗 測 定		○
電 気 使 用 場 所 の 設 備	照 明 装 置 配 線 及 び 配 線 器 具 そ の 他 の 機 器 類 接 地 装 置	注1 外 観 点 検	○	○
		注2 注4 *1 観 察 点 検		○
		注4 *1 絶 縁 抵 抗 測 定		○
		注5 *2 接 地 抵 抗 測 定		○
		注3 漏 れ 電 流 測 定	○	○

注1 「外観点検」は、電気工作物を停止しない状態で、梯子その他の器物を用いないで到達できる範囲内で、点検する。

注2 「観察点検」は、電気工作物を停止した状態で、点検する。

注3 「漏れ電流測定」は、高圧受電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定する。

注4 *1を付した項目は、電気工作物を目視のほか、甲乙協議して電気を止めずに実施することがある。

注5 *2を付した試験項目は過去の実績によってその一部又は全部を省略することがある。
なお、継電器の特性試験など上記項目にない試験等を実施する場合は、甲乙協議して実施する。

注6 *3を付した試験項目は、乙が実施するほか、甲が必要に応じ実施する。

注7 月次点検及び年次点検の具体的実施項目は、第2表（巡視・点検の基準）による。

注8 当該電気工作物にない点検項目についての点検は、省略する。

巡 視 ・ 点 検 の 基 準

点 検 対 象			月 次 点 検	年 次 点 検
			点 検 箇 所 の ね ら い	点 検 箇 所 の ね ら い
受 				

点 検 対 象			月 次 点 検	年 次 点 検
			点 検 箇 所 の ね ら い	点 検 箇 所 の ね ら い
受 配 電 設 備	高 圧 機 器	変 圧 器	1. 漏油、汚損、振動、異音、異臭、腐食、損傷、変形 2. 接続点の変色 3. 負荷の状態 4. 接地線の断線、外れ	1. 漏油、汚損、振動、異音、異臭、腐食、損傷、変形 2. 接続点の過熱、変色、ゆるみ、負荷の状態 3. 油量(油面計のある場合) 4. 接地線の断線、外れ
		電力用コンデンサ	1. 汚損、異音、異臭、腐食、過熱、漏油、損傷、変形、 2. 亀裂、接続点の変色 3. 接地線の断線、外れ	1. 汚損、異音、異臭、腐食、過熱、漏油、損傷、変形、 2. 亀裂、接続点の過熱、変色、ゆるみ、 3. 接地線の断線、外れ
		避 雷 器	1. 汚現、異臭 2. 損傷、亀裂 3. 接地線の断線、外れ	1. 汚損、異臭 2. 損傷、亀裂 3. 接続点のゆるみ 4. 接地線の断線、外れ
		その他の高圧機器	1. 汚損、異音、異臭、腐食、過熱、漏油、損傷、変形、 2. 亀裂、接続点の変色 3. 接地線の断線、外れ	1. 汚損、異音、異臭、腐食、過熱、漏油、損傷、変形、 2. 亀裂、接続点の過熱、変色、ゆるみ、 3. 接地線の断線、外れ
	母 線	電 線 子 碍	1. 接続点変色、被覆損傷 配線たるみ 2. 支持物損傷、脱落、汚損	1. 接続部及びクランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ、配線たるみ 2. 支持物の腐食、脱落、損傷、汚損
	配 電 盤	P L 電 圧 計、電 流 計	1. 指示計器等の異常 (指示、切替の状況) 2. 表示灯の不点 3. 開閉器等の変色、汚損、損傷、腐食 4. 接地線の断線、外れ	1. 指示計器等の異常 (指示、切替の状況) 2. 表示灯不点 3. 開閉器等の過熱、変色、汚損、損傷、腐食 4. 裏面配線の汚損、損傷 過熱、端子のゆるみ 5. 接地線の断線、外れ
		切 換 器 M C B K S F		

点 検 対 象			月 次 点 検	年 次 点 検
			点 検 箇 所 の ね ら い	点 検 箇 所 の ね ら い
受 配 電 設 備	保 護 継 電 器	地 絡 継 電 器 、 過 電 流 継 電 器 等	1. 動作表示確認 2. 変色、異臭、汚損 3. リレー電源確認	1. 動作表示確認 2. 変色、異臭、過熱、汚損 3. リレー電源確認 4. 整定値（タップ、レバー）
	そ の 他	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	1. 保護柵等の異常 破損、腐食、危険表示 文字不鮮明 2. 施錠の破損、腐食 3. 小動物等の侵入口 4. 接地線の断線、外れ 5. 雨漏、雨水吹込 6. 照明灯不点 7. キュービクル外箱の錆、 腐食、損傷、変形	1. 保護柵等の異常 破損、腐食、危険表示 文字不鮮明 2. 施錠の破損、腐食 3. 小動物等の侵入口 4. 接地線の断線、外れ 5. 雨漏、雨水吹込 6. 照明灯不点 7. キュービクル外箱の錆、 腐食、損傷、変形
非 常 用 予 備 発 電	原 動 機 関 係	内 燃 機 関 燃 料 貯 油 槽 冷 却 装 置 潤 滑 油 排 気 系 統 始 動 系 統 防 振 装 置	1. 燃料の貯蔵量 2. 冷却水の貯水量 3. 冷却水配管系統からの漏 水、潤滑油配管系統から の漏油 4. 汚損、損傷、腐食、変形 5. 始動装置異常 空気圧力、蓄電池電圧 6. 運転状態異常 始動、停止、振動、過熱、 異音、換気、冷却水	1. 燃料の貯蔵量 2. 冷却水の貯水量 3. 冷却水配管系統からの漏 水、潤滑油配管系統から の漏油 4. 汚損、損傷、腐食、変形 5. 始動装置異常 空気圧力、蓄電池電圧 6. 運転状態異常 始動、停止、振動、過熱、 異音、換気、冷却水
	発 電 機 関 係	本 体 接 地 装 置	1. 絶縁抵抗測定 （必要な都度） 2. 異音、振動、回転、過熱、 損傷、異臭 3. 電圧発生状況 4. 接地線の断線、外れ	1. 絶縁抵抗測定 （可能な場合のみ） 2. 異音、振動、回転、過熱 損傷、異臭 3. 電圧発生状況 4. 接地線の断線、外れ

点 検 対 象			月 次 点 検	年 次 点 検
			点 検 箇 所 の ね ら い	点 検 箇 所 の ね ら い
蓄 電 池	蓄 電 池 装 置	本 体 充 電 装 置 付 属 装 置	1. 液面、ケースの破損、 亀裂、端子のゆるみ 2. 充電装置の動作状況 架台の腐食、破傷 床面の腐食、破傷	1. 液面、ケースの破損、 亀裂、端子のゆるみ 電池電圧及び比重の測定 (必要な都度) 2. 充電装置の動作状況架台 の腐食、破傷 床面の腐食、破傷
使 用 設 備	配 線 及 び 配 線 器 具	配 線 開 閉 器 ヒ ュ ー ズ	1. 開閉器、配線器具等の汚 損、損傷、変色	1. 開閉器、配線器具等の汚 損、損傷、変色、過熱 2. 接続部のゆるみ
	照 明 設 備		1. 異音、汚損、不点、損傷、 変形、変色 2. 接地線の断線、外れ	1. 異音、汚損、不点、損傷、 変形、変色、温度、照度 2. 接地線の断線、外れ
	その他の機器		1. 過熱、異音、異臭、変色、 2. 変形、損傷、腐食 3. 接地線の断線、外れ	1. 過熱異音、異臭、変色、 2. 変形、損傷、腐食 3. 接地線の断線、外れ
	そ の 他		1. 雨漏 2. 危険表示、柵、施錠 3. 破損	1. 雨漏 2. 危険表示、柵、施錠 3. 破損
備 考 欄				

【代理委任状の参考例 1：社員等が入札のつど競争参加者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 5 年 3 月 1 6 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

〔住 所〕 ○○県○○市○○○－○－○

〔法人等名〕 ○○株式会社

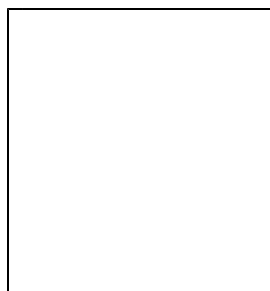
〔氏 名〕 代表取締役 ○○○○ 印

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 5 年 3 月 1 6 日公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安全管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例 2：支店長等が一定期間競争参加者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 5 年 3 月 1 6 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

〔住 所〕 ○○県○○市○○○－○－○

〔法人等名〕 ○○株式会社

〔氏 名〕 代表取締役 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴運営財団との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）

〔住 所〕 沖縄県○○市○○○－○－○

〔法人等名〕 ○○株式会社

〔代理人氏名〕 ○○支店長 ○○○○

- 委 任 事 項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納付及び取り下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件

委 任 期 間 令和 5 年 3 月 1 6 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争参加者の復代理人となる場合】

委 任 状

令和5年3月16日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者の代理人）

〔住 所〕 沖縄県〇〇市〇〇〇-〇-〇

〔法人等名〕 〇〇株式会社

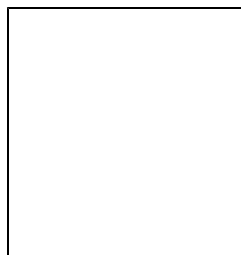
〔代理人氏名〕 〇〇支店長 〇〇〇〇 印

私は、
を
（競争参加者）の復代理人と定め、
下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月16日公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者（競争参加者の復代理人）使用印鑑



【入札書の記載例 1：競争参加者本人が入札する場合】

入札書

件名 国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務

入札金額 金 円也
(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の 110 分の 100 に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、
上記の金額によって入札します。

令和 5 年 3 月 1 6 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住所〕

〔法人等名〕

〔氏名〕

印

【入札書の記載例 2：代理人が入札する場合】

入札書

件名 国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務

入札金額 金 _____ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の 110 分の 100 に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、
上記の金額によって入札します。

令和 5 年 3 月 1 6 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住所〕

〔法人等名〕

〔氏名〕

代理人

〔代理人氏名〕

印

【入札書の記載例 3：復代理人が入札する場合】

入札書

件名 国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務

入札金額 金 _____ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の 110 分の 100 に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、
上記の金額によって入札します。

令和 5 年 3 月 1 6 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住所〕

〔法人等名〕

〔氏名〕

復代理人

〔復代理人氏名〕

印

(案)

委託契約書

業 務 名 国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務
委 託 料 金 ○ ○ ○ ○ 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ○ ○ ○ ○ 円)
委 託 場 所 国立劇場おきなわ(沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団(以下、「甲」という。)と○ ○ ○ ○(以下、「乙」という。)とは、国立劇場おきなわ自家用電気工作物保安管理業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条(業務委託)

甲は、乙に対し、第2条記載の業務(以下「本件業務」という。)について、業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、実施することを委託する。

2 甲は、乙に対し、本件業務の委託料として、第4条記載のとおり支払う。

第2条(委託対象業務)

甲が乙に委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 仕様書第3条記載の設備の保守点検

第3条(委託期間)

本契約は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第4条(委託料)

委託料の支払いは、12回払いとする。

2 乙は、甲に対し、毎月の委託業務終了後、仕様書記載の業務報告書及び請求書を提出する。

3 甲は、前項の提出資料を検査したうえで、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。

第5条(業務調査)

甲は、乙に委託した本件業務の履行状況を調査し、必要により乙に対して、業務遂行方法等について、指示できるものとする。乙は、甲の調査の求めがあった場合には、これに協力する。

第6条(事故時の対応)

乙は、本件業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

(案)

- 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

第7条（業務計画書）

乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

第8条（権利義務の譲渡等）

乙は、本件業務により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

第9条（再委託の禁止）

- 乙は、本契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
 - 3 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた場合に、当該第三者が排除対象者（第18条第1項各号に該当する者）であることが判明したときは、直ちに当該第三者と契約を解除しなければならない。
 - 4 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた場合には、業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 5 乙が前各項に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第19条第2項から第3項の規定を準用する。

第10条（施設管理担当者）

- 甲は、本件業務の履行に関し甲の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めるときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。
- 2 施設管理担当者は、本契約に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 本契約及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

第11条（業務責任者）

乙は、本件業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

(案)

第12条（業務関係者に関する措置請求）

甲は、乙の業務責任者又は使用人が本件業務の履行について著しく不適當であると認めたときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第13条（控室等）

甲は、本件業務の実施につき必要があると認める場合は、乙に対して仕様書に定める控室等無償で貸与する。

- 2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

第14条（指揮・命令）

甲は、本契約の遂行に際し、現場での調整が必要な場合には、第11条に基づき選任された業務責任者に対して指示をするものとする。

第15条（法令等の遵守）

甲および乙は、本件業務に対し、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 乙は、本件業務の遂行にあたっては、安全に関する諸法令および甲の指示する諸規程を遵守し、人身災害および施設事故のゼロを期するため、万全の措置を講ずるものとする。

第16条（報告義務）

乙は、本委託業務にかかる作業状況等を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、甲が求めた場合には、本委託業務の遂行に関する情報を速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本委託業務の遂行の支障となる事案が生じたとき又は生じるおそれのあるときは、甲に対して直ちに報告し、甲と協議し又は甲から指示を得なければならない。

第17条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の有効期間内のみならず契約解除後においても、本委託業務の履行に関して知り得た営業上、技術上ならびに個人情報を、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対しても、前項について遵守させなければならない。

第18条（反社会的勢力の排除）

乙は、乙、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役員等」という。）が次の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(案)

(1) 次に掲げる者(以下「反社会的勢力」という。)

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

ロ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

ハ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。)

ニ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)

ホ その他反社会的勢力であること。

(2) 反社会的勢力に対し、資金もしくは役務提供等をする事又は、反社会的勢力と何らかの取引をすること。

(3) 前各号に掲げることのほか、反社会的勢力と何らかの関係を持つこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、物品の購入強要、寄付金・賛助金強要、機関紙購入強要、示談交渉介入等について暴力的な要求行為又は法的責任を超えた不当な要求等を行うこと。

(5) その他違法行為をもって不正な利益の実現を図ること。

2 乙は、乙の再委託先、再委託先の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等が前項の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

3 乙又は再委託先が第1項各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対して催告することなく本契約を解除することができる。

第19条(契約の解除及び違約金)

前条第3項に定めるほか、乙に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、甲は乙に対して催告することなく本契約を解除することができる。

(1) 本契約に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内にこれを是正しないとき

(2) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき

(3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき

(4) 信用・資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき

(5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(6) 破産手続開始、特別清算開始の申立て等の事実が生じたとき

2 前条第3項及び本条第1項各号の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

(案)

- 3 甲は前条第3項及び本条第1項各号の規定により本契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

第20条（乙による契約の解除）

乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、本契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ本契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

第21条（損害賠償）

乙は、本契約に基づく委託業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

第22条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、当事者が誠意をもって協議のうえ解決する。

第23条（管轄裁判所）

甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、那覇地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
理事長 照屋 義実

乙 沖縄県〇〇市
〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第2 第 1 に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債	債券金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

（入札保証金等の納付）

第3 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第4 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一

号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第5 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第6 競争参加者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第7 競争参加者は、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の財団帰属）

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、財団に帰属するものとする。

（入札）

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札辞退）

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役あてに直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。

(2) 開札執行中にある場合は、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にある場合は、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

- 2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であつて、理事長においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、理事長あての親展で提出しなければならない。（注：〔 〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。）

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第20 理事長は、競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（開札場の自由入退場の禁止）

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 22 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状の提出及び全省庁統一資格の資格審査結果通書（写）、又は一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）、一般競争(指名競争)参加資格者名簿登録通知書(写)を提出しなければならない。

第26 競争参加者又はその代理人は、理事長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

(落札者の決定)

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。

第31 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第30及び第31の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、理事長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、理事長から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、理事長が合理的と認める期間)に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第35に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消す

ものとする。

(請書等の提出)

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第 35 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、理事長に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を理事長に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

(契約保証金の財団帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、財団に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。